

中山間地域等直接支払 交付金について

地域の力で中山間地域の農業
を守りましょう!!



令和4年2月
高知県農業振興部農業政策課

1. 中山間地域等直接支払交付金とは

高知県の中山間地域では、人口の減少や高齢化などに伴い、地域を支える活動等を担う人材の不足、生活に必要な物資や移動手段の確保など生活面での環境が益々悪化し、集落の衰退や消滅の恐れが懸念されています。一方で、中山間地域にお住いの多くの皆様は、地域に誇りや愛着を持って生活されております。

中山間地域等直接支払交付金は、農地や水路、農道等を保全する活動や今後の集落の将来像などを考えていただくことで、中山間地域の主要産業である農業の継続を支援する制度です。各集落で農地の管理方法や役割分担などを取り決めた協定を結んでいただき、5年間以上農業生産活動を行うことで地域に交付金が交付されます。

農地の耕作放棄の防止や新たな人材の確保などの活動に本交付金を活用いただきまして、すばらしい「ふるさと」を守り、次の世代に引き継いでください。地域の皆様の助け合いの力で中山間地域の農業を守っていきましょう。

2. 中山間地域等直接支払交付金の構成

①必ず取り組んでいただく取組

- 集落マスタープランの作成
- 農業生産活動等

- ・耕作放棄の発生防止活動
- ・水路・農道等の管理活動
(泥上げ、草刈りなど適切な施設の管理・補修)

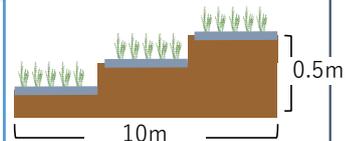


- 多面的機能を増進する活動

- ・周辺林地の管理
- ・景観作物の作付
- ・魚類の保護等



水田で急傾斜(傾斜:
1/20)の場合



交付単価
16,800円/10a



②より前向きな取組

- 集落戦略の作成

- ・集落の将来像や課題、対策などを皆様で話し合い作成



③加算措置への取組

- 棚田地域振興活動加算
- 集落機能強化加算
- 超急傾斜農地保全管理加算
- 生産性向上加算
- 集落協定広域化加算

交付単価
21,000円/10aにUP

各加算の単価を更に
プラス

※交付単価は農地の種類や傾斜等により変わってきますので、詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

3. 協定の締結と運営

本交付金を活用した取組を行うためには、まず各集落の農業者や非農業者の皆様で協定を締結する必要があります。

協定締結後は、毎年度総会等を開催し、実施に関する事項を決定します。総会開催前には開催日時や場所の案内、開催後には決定事項のお知らせを協定の構成員全員へ行ってください。

合意形成 4つのポイント

1. 総会等の開催を全員にお知らせする
2. 活動内容について毎年度話し合う
3. 話し合いの記録を作る
4. 決まった内容を書面で全員にお知らせする

○協定での合意形成（総会等）の手順

チェックしながら
すすみましょう



役員間で話し合い、総会等の議事、日時等を決めます。

・役員は総会等で話し合う内容（議事）の資料作成を行います。



構成員全員に総会等の開催を事前に書面でお知らせします。

・欠席者からは委任状をもらいます。

・構成員に団体が含まれる場合は、団体内の意思決定を行います。

令和〇年〇月〇日 構成員各位 <input type="checkbox"/> 集落協定代表 <input type="checkbox"/>	令和〇年度総会について 開催日：〇月〇日 開催時間： 開催場所： 議案： その他：
委任状 ----- -----	
令和〇年〇月〇日 住所： 氏名：	



総会等を開催します（毎年度1回以上）

※成立には過半数の構成員の出席が必要です！

話し合う内容

- ・毎年度の活動計画
- ・毎年度の実施状況報告
- ・収支決算
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答

話し合い

議決



総会等で決まったことなどを議事録（メモ）にまとめます。

・日時、場所、出席者数、議案、決定事項 など

令和〇年〇月〇日 令和〇年度総会 議事録
開催日：〇月〇日 開催時間： 開催場所： 出席者：〇名 議決の結果： 議事録署名人名：〇〇、□□



総会資料（話し合った事項）と議事録（決定事項が分かる文書）を構成員全員及び構成団体内に配布又は回覧し、確実にお知らせします。

※欠席者にも必ずお知らせしましょう。



活動に対する理解を得て、

円滑な組織運営を行いましょ！



4. Q&A

Q1：活動の予定や交付金の使い道など、協定の中でどのように決めればいいのか。

A：毎年総会を開催し決定してください。また、総会で決めたことをメモにまとめ、メモと総会資料を関係者全員に配布又は回覧してください。

Q2：高齢による体力の低下や病気により、耕作を続けることが困難になった場合、協定から外れることはできますか。

A：できます。交付金の返還も必要ないですが、協定への交付金額が減ることになります。協定内で外れる方に対するご配慮をお願いします。

Q3：耕作していない農地（維持管理農地）を交付対象にできますか。

A：耕作を再開する意志があり、草刈りだけでなく、耕耘や堆肥の散布など、農地の地力を維持する活動を行うのであれば対象にできます。

5. 活動事例

集落活動センターが事務局を担うことで、村内全域の広域協定を設立

○三原村の2協定（三原西部集落協定、三原東部集落協定）

（広域化を行った背景）

高齢化による共同活動への参加者の減少、それに伴う農地の維持管理が困難になることが想定されたためです。

（広域協定の設立）

平成29年度に村内13集落において、村内を東西2つに集約した広域協定を設立。「一般社団法人三原村集落活動センターやまびこ」が2つの広域協定の事務を担っています。

（取組の内容）

- ・農地法面への防草シートの設置や鳥獣の侵入防止金網柵の整備
- ・地域の農業を守っている集落営農組織への支援（農薬散布用ドローンへの支援等）
- ・米のブランド化や特産品を開発し、商品の販路拡大のため商談会等に参加
- ・集落活動センターが運営しているカフェ等で、地域の農産物をPR

協定の概要（令和2年度時点）

- ・面積 西部：123ha、東部：119ha
- ・協定参加者 西部：191名（うち非農業者91名）
東部：142名（うち非農業者49名）
- ・交付金の使途 西部：個人配分42%、共同取組活動58%
東部：個人配分45%、共同取組活動55%



ドローンによる防除



鳥獣害防護柵の整備



協定代表者会議



やまびこカフェ

○問合わせ先

高知県 農業振興部 農業政策課 事業推進担当

088-821-4511